

石川県公報

平成25年7月9日
第12610号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示 ○保安林の指定	(森林管理課) 1	○土地改良区の役員就任公告 ○基本測量実施公告	(同) 2 (監理課) 2
公告 ○土地改良区の役員退任公告	(経営対策課) 1		

告示

石川県告示第298号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年7月9日

石川県知事 谷本正憲

1 保安林の所在場所

小松市浜佐美町ヌ145の甲、145の乙、145の3、146から150まで、ル4の6、4の7、4の丙の1、4の丙の2、4の丁

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年7月9日

石川県知事 谷本正憲

前波土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	権谷益雄	鳳珠郡穴水町字前波二の134の1の2番地	平成25年3月31日

〃	中 山 敏 雄	〃	字前波ホ字60番地	〃
〃	地 蔵 康 次	〃	字前波ホ字125番地	〃
〃	諸 谷 照 司	〃	字前波への158番地	〃
〃	金 谷 政 明	〃	字前波へ字156番地	〃
〃	梅 下 英 治	〃	字前波ニの147番地の1	〃
〃	西 川 雅 孝	〃	字前波ニの42番地1	〃
監 事	三 浦 光 男	〃	字前波イ字76番地	〃
〃	向 井 京 三	〃	字前波への20番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成25年7月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

前波土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	権 谷 益 雄	鳳珠郡穴水町字前波ニの134の1の2番地	平成25年4月1日
〃	中 山 敏 雄	〃 字前波ホ字60番地	〃
〃	諸 谷 照 司	〃 字前波への158番地	〃
〃	金 谷 政 明	〃 字前波へ字156番地	〃
〃	梅 下 英 治	〃 字前波ニの147番地の1	〃
〃	西 川 雅 孝	〃 字前波ニの42番地1	〃
〃	龍 岡 隆 昭	〃 字前波イ字169番3の乙地	〃
監 事	三 浦 光 男	〃 字前波イ字76番地	〃
〃	向 井 京 三	〃 字前波への20番地	〃

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年7月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基 本 測 量 (基 準 点 測 量)	平成25年7月22日から 同年12月20日まで	小松市
基 本 測 量 (水 準 測 量)	平成25年8月19日から 同年12月20日まで	金沢市及び小松市